

平成 28 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会

議 案 第 44 号 説 明 資 料

平成 28 年 11 月 29 日

大磯町子ども基金条例

資 料

大磯町子ども基金条例 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2

子育て支援課

大磯町子ども基金条例 概要

○制定概要

大磯町では、「子育てで選ばれる町」を目指し、子育て世代の定住促進に向けた取組みを重点事項に捉え、「子ども笑顔かがやきプラン」に基づき、次代を担う子どもたちが笑顔にあふれ、未来に夢と希望をもち、心豊かに、たくましく成長できる環境や体制づくりに向け事業推進を図っています。

また、近年においては、町内外の方から、次代を担う子どもたちの教育保育環境の整備等を目的に善意の寄附金が寄せられ、寄附金を活用した事業等も行っていますが、寄附を通じて自治体を応援する「ふるさと納税制度」の活用も合わせ、今後は、寄附金も活用していく中で、計画的に子どもたちの教育保育環境の整備等への取組みを進めていく必要があります。

このことから、平成 28 年度にいただいた寄附金を原資に、子どもたちの教育保育環境の整備を進めるための事業並びに活動などの資金に充てる「大磯町子ども基金」を設置する条例を制定するものです。

○基金原資

平成 28 年度、町内在住の 5 名の方から、教育や子育てを目的に 520 万円の寄附金を受領し歳計現金（歳入科目：寄附金）として保管。

○基金を活用した事業等

- ・子どもの自主的な活動への支援
- ・講座、講習、研修会などの開催
- ・文化、芸能、祭礼に関する支援などの活動への補助及び助成
- ・物品等の購入（遊具、学習教材、部活動機材、学校含む図書館への書籍購入等）など

○条例の概要

第 1 条（設置の目的）

本条は、次代を担う子どもたちが笑顔にあふれ、未来に夢と希望をもち、心豊かに、たくましく成長できるよう、子どもたちの教育保育への環境づくり等を目的とした事業推進を図るために基金を設置することを定めるものです。

第 2 条（積立て）

本条は、基金に積み立てる額について定めるものです。

第3条（管理）

本条は、基金に属する現金の保管方法について定めるものです。

第4条（運用益金の処理）

本条は、基金の運用から生ずる収益の処理について定めるものです。

第5条（処分）

本条は、基金を処分する要件について定めるものです。

第6条（繰替運用）

本条は、財政上必要な場合に基金を繰替運用することについて定めるものです。

第7条（委任）

本条は、条例の施行に関し必要な事項について、規則等へ委任する旨を定めるものです。

施行日 公布の日とします。

以 上